

地震にそなえて マイホームの点検



地震に対して**わが家**は安全でしょうか？ これまでの大規模地震災害では、
耐震性の低い木造住宅が倒壊し、多くの方々が犠牲となりました



ブロック塀等の倒壊による
被害も出ています



守ろう！！
大切な**家族**大切な**わが家**



まずは
「**耐震診断問診表**」で
わが家を診断してみましょう！



I なぜ、今、耐震化が必要なのでしょう

1 神奈川県で想定される地震

神奈川県内では、東海地震や神奈川県西部地震などの切迫性が指摘され、首都直下地震の発生も懸念されています。

想定地震

想定地震名	モーメント マグニチュード	県内で想定される最大震度	発生確率
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に震度6強	30年間で70%
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6強	30年以内 6~11%
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	(過去400年の間に同クラスの地震が5回発生)
東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	30年以内 70%
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	30年以内 70%
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内 ほぼ0~5%

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

e-かなマップ (<https://www2.wagmap.jp/pref-kanagawa/Portal>) で閲覧できます。

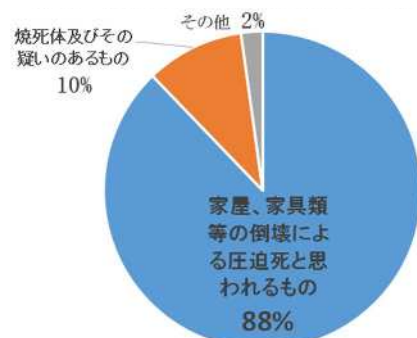
2 大規模地震での被害の状況

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震では、死亡者の9割近くが、建築物等の倒壊による圧迫が原因とされています。

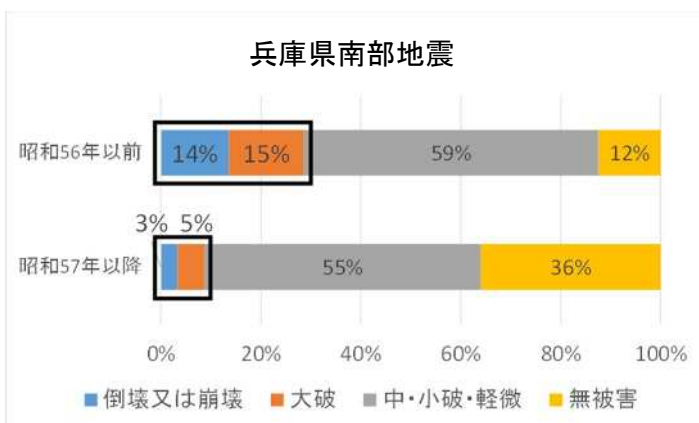
また、建築物の建築年別の被害状況を見ると兵庫県南部地震をはじめとするこれまでの大規模地震災害では、建築基準法の耐震基準の改正があった昭和56年以前に建てられた木造建築物で倒壊する割合が高い傾向がみられます。

神奈川県内では、昭和56年以前に建てられた木造建築物が多くあることから、安全・安心にお住まいいただくため、耐震性の低い木造建築物については、早期に耐震化を進めていただくことが求められています。

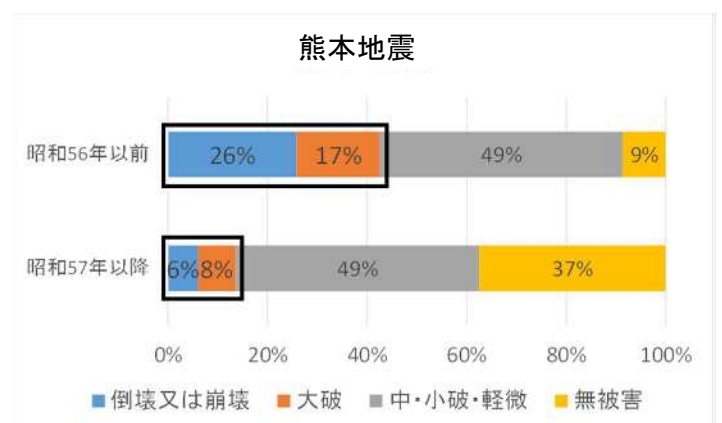
兵庫県南部地震における死亡者の死因



出典 平成7年度版「警察白書」



出典 平成7年 阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告



出典 平成28年 熊本地震建築物被害調査報告（速報）

3 木造住宅の耐震化の流れ

(耐震診断)

地震に対して自宅が現状でどの程度安全であるか（耐震性）を知るために行います。耐震診断の方法は、いろいろありますが、建築士などの専門家が行う診断法（一般診断・精密診断）により、詳しく知ることができます。

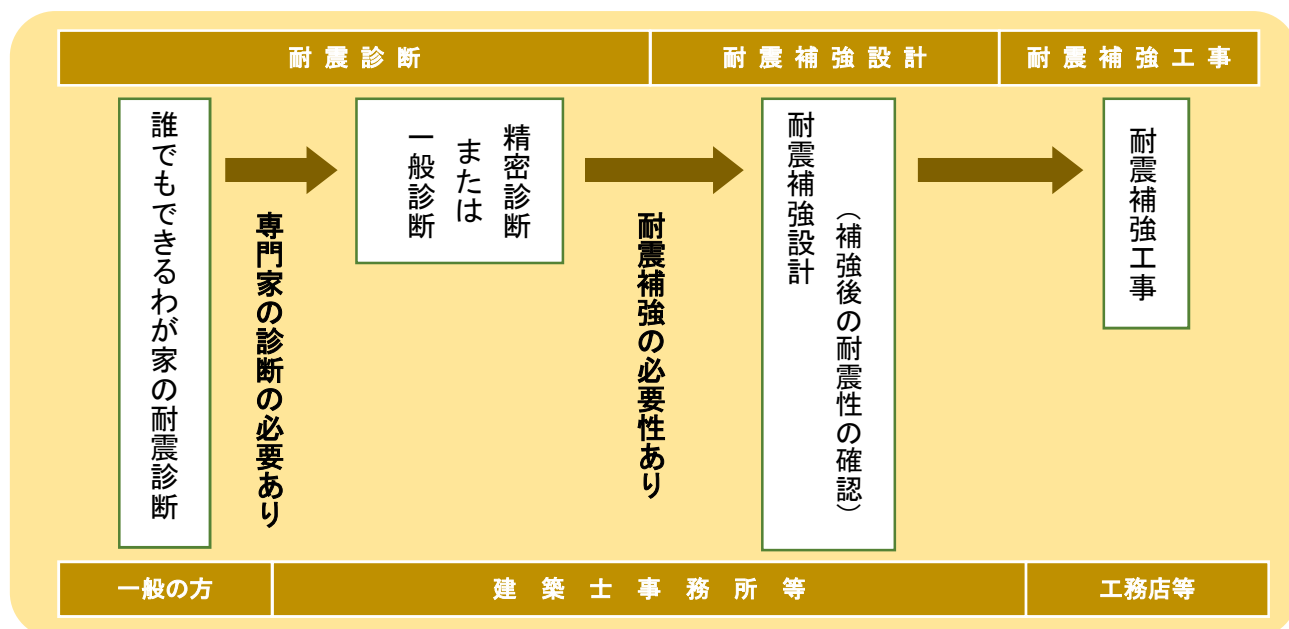
(耐震補強設計)

診断の結果、耐震性が低く、耐震補強工事の必要性がある場合、建築物の構造上、地震の揺れに対して弱い部分の補強計画を立案し、耐震補強設計を行います。

(耐震補強工事)

耐震補強設計に基づき、耐震補強工事を行います。

木造住宅の耐震化は、耐震診断・耐震補強設計・耐震補強工事という流れで行っていきます。



II わが家の耐震診断をしてみましょう！

(出典：一般財団法人日本建築防災協会 「誰にでもできるわが家の耐震診断について」)

ここでご紹介する診断法は、耐震診断を住宅の所有者等の方が簡易に行える方法で、耐震性の状況の目安を知ることができます。診断の結果、評点が低い場合、又は耐震性の状況をさらに詳しく知りたい場合は、専門家の診断を受けることをおすすめします。

対象は、平屋・2階建の戸建て木造住宅（在来軸組構法、枠組壁工法（ツーバイフォー工法））で、店舗・事務所等を併用する住宅を含みます。



それでは
わが家の耐震診断を
してみましょう！

スタート

耐震診断問診表



問診

1

建てたのはいつ頃ですか？

評点

項目	評点
建てたのは1981年6月以降	1
建てたのは1981年5月以前	0
よく分からない	0

以前
1981年5月
1981年6月
以降

説明 1981年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。1995年阪神淡路大震災において、1981年以降建てられた建物の被害が少なかったことが報告されています。

問診

2

いままでに大きな災害に見舞われたことはありますか？

評点

項目	評点
大きな災害に見舞われたことがない	1
床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上隣地の崩落などの災害に遭遇した	0
よく分からない	0



説明 ご自宅が長い風雪のなかで、床下浸水・床上浸水・火災・車の突入事故・大地震・崖上隣地の崩落などの災害に遭遇し、わずかな修復だけで耐えてきたとしたら、外見では分からないダメージを蓄積している可能性があります。この場合専門家による詳しい調査が必要です。

問診

3

増築について

評点

項目	評点
増築していない。または、建築確認など必要な手続きをして増築を行った。	1
必要な手続きを省略して増築し、または増築を2回以上繰り返している。増築時、壁や柱を一部撤去するなどした	0
よく分からない	0



説明 一般的に新築してから15年以上経過すれば増築を行う事例が多いのが事実ですが、その増築時、既存部の適切な補修・改修、増築部との接合をきちんと行っているかどうかポイントです。

問診

4

傷み具合や補修・改修について

評点

項目	評点
傷んだところは無い。または、傷んだところはその都度補修している。健全であると思う	1
老朽化している。腐ったり白蟻の被害など不都合が発生している	0
よく分からない	0



説明 お住いになっている経験から、建物全体を見渡して判断して下さい。屋根の棟・軒先が波打っている、柱や床が傾いている、建具の建付けが悪くなったら老朽化と判断します。また、土台をドライバー等の器具で突いてみて「ガサガサ」となっていれば腐ったり白蟻の被害にあっています。とくに建物の北側と風呂場廻りは念入りに調べましょう。白蟻は、梅雨時に羽蟻が集団で飛び立ったかどうか判断材料になります。

問診1～10にある該当項目の評点を、評点の□欄に記入して下さい。

(例えば、問診1の場合ご自宅を新築したのが1985年でしたら、評点1となり、評点の□欄に1と書込みます)

問診 5 建物の平面はどのような形ですか？ (1階の平面形状に着目します)

評点

項目	評点
どちらかというとき長方形に近い平面	1
どちらかというときLの字・Tの字など複雑な平面	0
よく分からない	0

説明 整形な建物は欠点が少ない、地震に対して建物が強い形であることはよく知られています。反対に不整形な建物は地震に比較的弱い形です。そこでまず、ご自宅の1階平面形がだまかに見て、長方形もしくは長方形と見せるか、L字型・コの字型等複雑な平面になっているのかを選びとって下さい。現実の建物は凸凹が多く判断に迷うところですが、ア)約91cm(3尺)以下の凸凹は無視しましょう。イ)出窓・突出したバルコニー・柱付物干しバルコニーなどは無視します。



長方形に近い平面



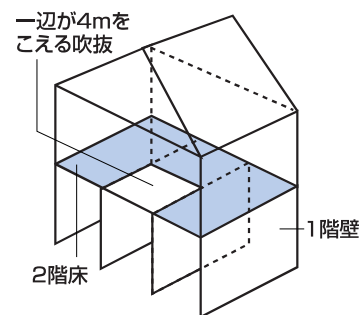
複雑な平面

問診 6 大きな吹き抜けがありますか？ (1辺の長さが4.0m以上かどうかに着目します)

評点

項目	評点
一辺が4m以上の大きな吹き抜けはない	1
一辺が4m以上の大きな吹き抜けがある	0
よく分からない	0

説明 外見は形の整っている建物でも大きな吹き抜けがあると、地震時に建物をゆがめる恐れがあります。ここでいう大きな吹き抜けとは一辺が4m(2間)をこえる吹き抜けをいいます。これより小さな吹き抜けはないものと扱います。



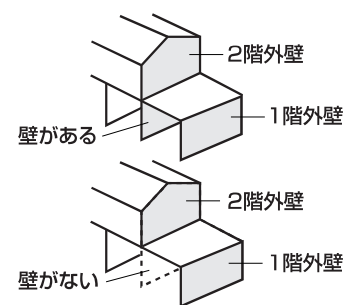
問診 7 1階と2階の壁面が一致しますか？ (ご自宅が枠組壁工法の木造(ツーバイフォー工法)なら、この評点1とします。)

評点

項目	評点
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁があるまたは、平屋建である	1
2階外壁の直下に1階の内壁または外壁がない	0
よく分からない	0

説明 2階の壁面と1階の壁面が一致していれば、2階の地震力はスムーズに1階壁に流れます。2階壁面の直下に1階壁面がなければ、床を介して2階の地震力が1階壁に流れることとなり、床面に大きな負荷がかかります。大地震時には床から壊れる恐れがあります。枠組壁工法の木造(ツーバイフォー工法)は床の耐力が大きいため、2階壁面の直下に1階壁面がなくても、評点1とします。

(ご自宅が枠組壁工法の木造(ツーバイフォー工法)なら、この評点1とします。)

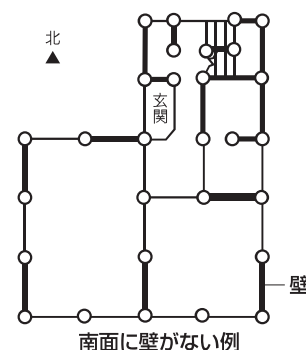


問診 8 壁の配置はバランスがとれていますか？ (1階部分の外壁に着目します)

評点

項目	評点
1階外壁の東西南北どの面にも壁がある	1
1階外壁の東西南北各面の内、壁が全くない面がある	0
よく分からない	0

説明 壁の配置が片寄っていると、同じ木造住宅の中でも壁の多い部分は揺れが小さく、壁の少ない部分は揺れが大きくなります。そして揺れの大きい部分から先に壊れていきます。ここでいう壁とは約91cm(3尺)以上の幅を持つ壁です。せまい幅の壁はここでは壁とみなしません。





問診

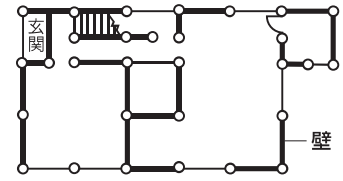
屋根葺材と壁の多さは？

9

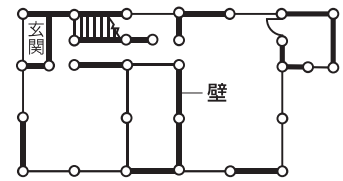
評点



項目	評点
瓦など比較的重い屋根葺材であるが、1階に壁が多い。 または、スレート・鉄板葺・銅板葺など比較的軽い屋根葺材である	1
和瓦・洋瓦など比較的重い屋根葺材で、1階に壁が少ない	0
よく分からない	0



1階に壁が多い例



1階に壁が少ない例
(縦方向の壁が少ない)

説明

瓦は優れた屋根葺材のひとつです。しかし、やや重いため採用する建物ではそれに応じた耐力が必要です。耐力の大きさは概ね壁の多さに比例しますので、ご自宅は壁が多い方かどうか判断して下さい。

問診

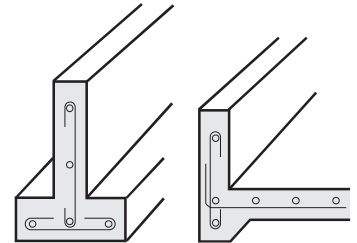
10

評点



どのような基礎ですか？

項目	評点
鉄筋コンクリートの布(ぬの)基礎またはベタ基礎・杭基礎	1
その他の基礎	0
よく分からない	0



鉄筋コンクリート
布基礎の代表例

鉄筋コンクリート
ベタ基礎の代表例

説明

鉄筋コンクリートによる布基礎・ベタ基礎・杭基礎のような堅固な基礎は、その他の基礎と比べて同じ地盤に建っているても、また同じ地震に遭遇しても丈夫です。改めてご自宅の基礎の種類を見直して下さい。

判定

問診1～10の評点を合計します

ご苦労さまでした



評点合計



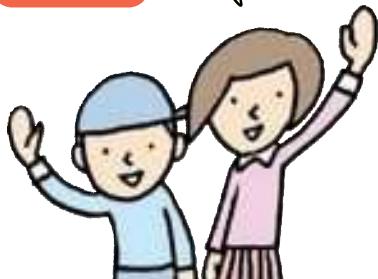
合計は何点になりましたか？

判定・今後の対策

評点の合計	判定・今後の対策
10点	ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
8～9点	専門家に診てもらいましょう
7点以下	心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

※ご注意

この診断では地盤については考慮していませんので、ご自宅が立地している地盤の影響については専門家におたずねください。



Ⅲ 耐震補強は、どのようなことを行うのか、見てみましょう

耐震診断の結果はいかがでしたか。評点が低かった場合は、建築士など専門家による診断を受けることをご検討ください。

耐震補強の設計や工事の方法は、専門家と相談しながら詳しく決めていくこととなりますが、次のことに留意して進めることが大切です。

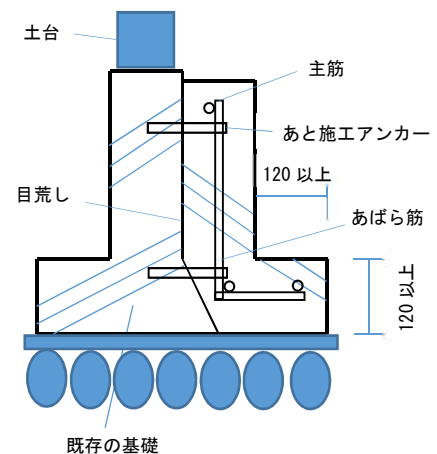
補強を行う部位には、基礎、壁、柱と梁の接合箇所などがあります。目標とする耐震性を確保するために、どこを、どのように補強するか、そのための工事費や工事期間が、どの程度になるのかなどを確認しましょう。また、工事中に使用出来ない部屋などがあるかもしれませんので、工事の進め方も確認しましょう。

では、耐震補強は、どのようなことを行うことが有効なのか、部位ごとに見てみましょう。

1 基礎を補強する

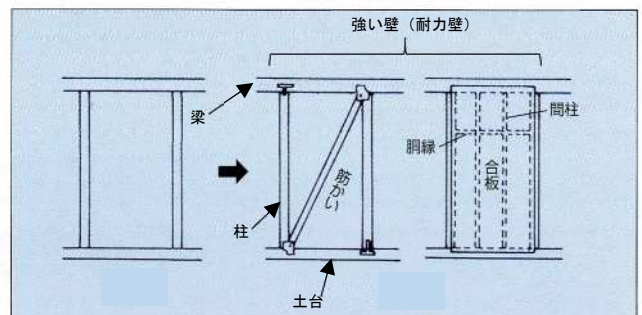
基礎は、建物全体を支え、建物に作用する荷重を地盤に伝える大切な役目があります。ひび割れがある場合は、補修しましょう。

コンクリートの基礎に鉄筋が入っていない場合は、鉄筋コンクリート造の布基礎を抱き合わせるにより補強する方法があります。



2 地震に強い壁（耐力壁）を増やす

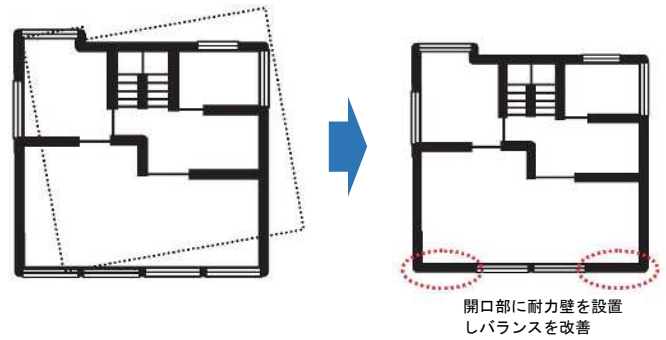
地震の揺れによる建物の倒壊を防ぐため、柱と柱の間に筋かいを入れる、または、構造用合板を柱、土台、梁、間柱・胴縁に十分に釘打ちすることにより地震に強い壁（耐力壁）を増やすことが有効です。



3 耐力壁をバランスよく配置する

壁の配置に片寄りがあると地震による力が加わった際に建物がねじれるように振られ、壁が少ない方向に倒れる危険性があります。

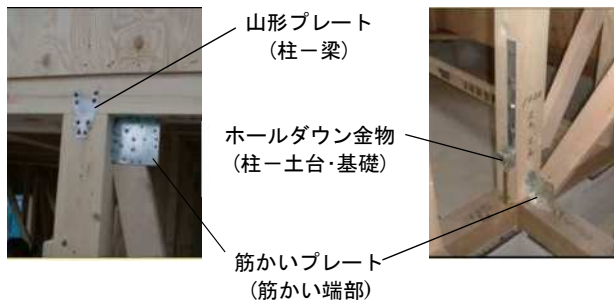
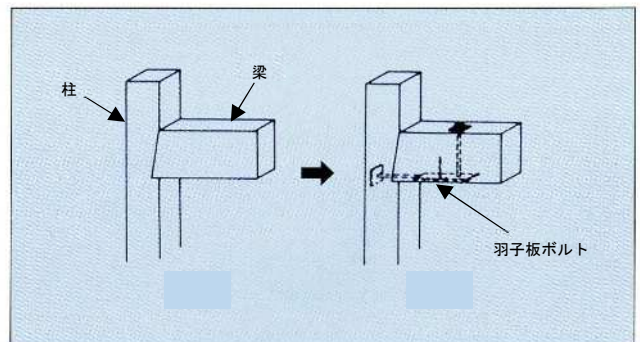
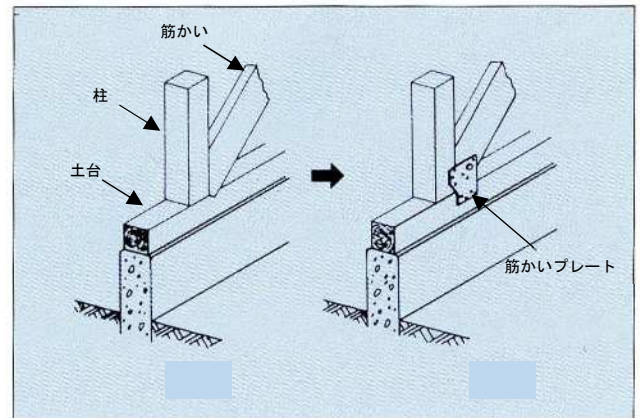
筋かいや構造用合板で補強した強い壁（耐力壁）を建物全体にバランス良く配置しましょう。



4 土台と柱と筋かいや、柱と梁の接合部は金物を使って堅固にする

土台、柱、筋かいの接合部は、抜けたり、はずれたりしないように、筋かいプレート、ホールダウン金物などの金物で止めつけましょう。

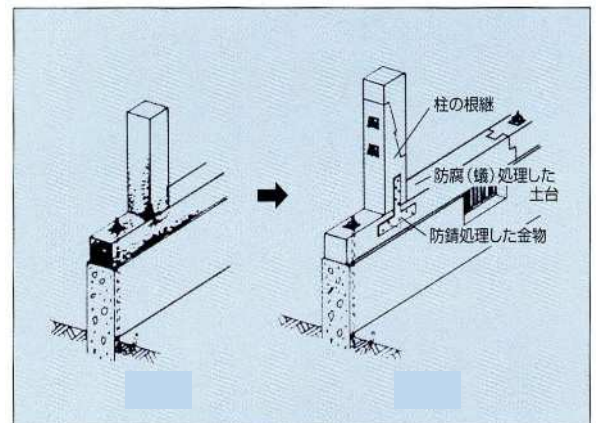
柱と梁の接合部（仕口）は、梁の下端を羽子板ボルト、筋かいプレート、山形プレートで引きとめましょう。



金物による接合状況例

5 腐ったり、シロアリに喰われた部材を取替える

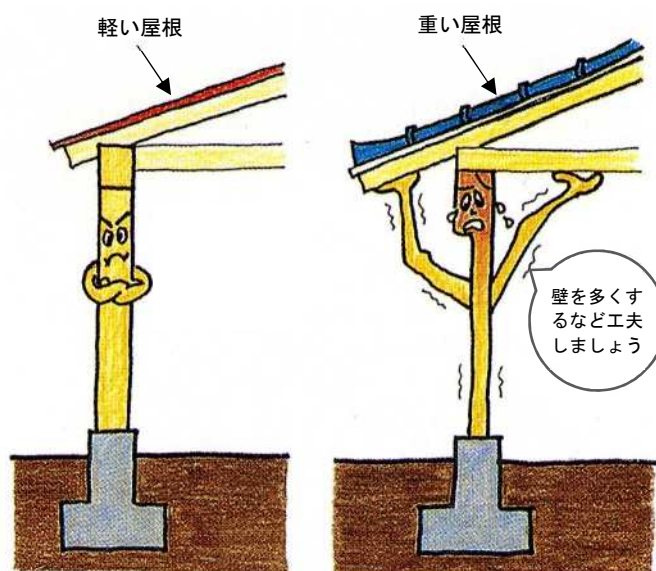
湿気や蟻害、雨もれにより木材が腐朽すると、耐力が低下するので、腐朽が著しい場合は、防腐（防蟻）措置したものに取替えましょう。



6 屋根の種類に応じて補強する

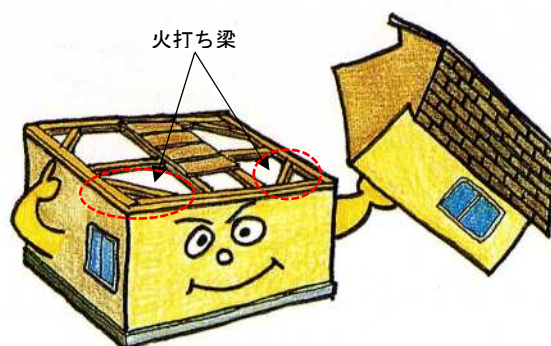
瓦葺き屋根は、下地材にしっかりととめるとともに、瓦の重さも考慮し、耐力壁を多くするなどの工夫をすることが大切です。

耐震性を向上させるためには、建築物の荷重を軽くすることも有効なため、重量の軽い屋根に葺きかえることも一つの方法です。



7 床を強くする

地震の揺れで床が変形すると建物全体に大きな被害が生じるおそれがありますので、床組の四隅に火打ち梁を入れて、全体が変形しにくいようにしっかり固めましょう。



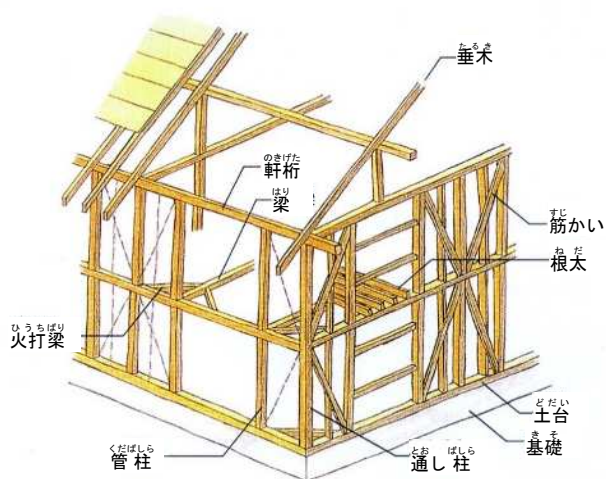
補強の具体的な方法は、いろいろあるので、具体的な事例をみたり、専門家に相談してみましょう。

コラム 木造住宅についての基礎知識

1 骨組について

木造在来軸組工法の骨組は、柱や梁、土台などの部材で組み立てられており、人間でいう骨格のようなものです。

この骨組に筋かいなどの斜材を入れたり、構造用合板を張るなどして地震に強い家になります。

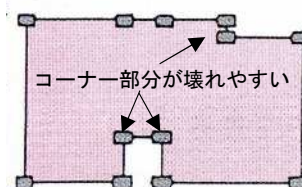


木造在来軸組構法

2 建物の形について

建物の平面及び立面の形状は、地震のときに建物が受ける力が全体に平均的に伝わるように、なるべく単純な形状が良いとされています。

凹凸の多いものは、地震のときにコーナー部分が壊れやすくなります。

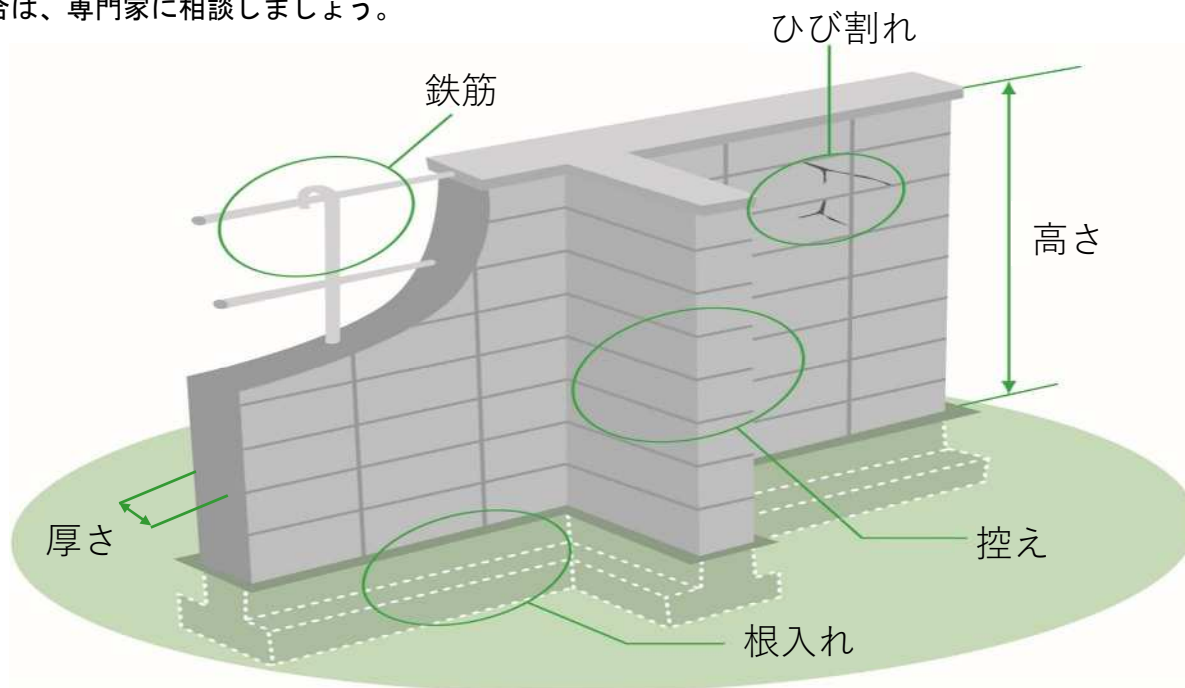


IV コンクリートブロック塀も点検しましょう

平成 30 年 6 月に発生した大阪北部地震では、コンクリートブロック塀が倒壊し人命が失われるという重大な被害が発生しました。倒れた塀は、道路をふさぎ、避難や消火・救助活動の妨げにもなりますので、既設の塀の安全点検を行い、危険な塀は補強し改善する、あるいは撤去しましょう。また、塀を造るときは地震に対して安全なものを造りましょう。

1 既設のコンクリートブロック塀の安全点検

外観で、以下の項目を点検し、不適合があれば危険なので改善しましょう。現状や補強のしかたが分からない場合は、専門家に相談しましょう。



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」（一財）日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

□ 1 塀は高すぎないか

- ・塀の高さは地盤から 2.2m 以下か。

□ 2 塀の厚さは十分か

- ・塀の厚さは 10cm 以上か。（塀の高さが 2 m 超 2.2m 以下の場合には 15cm 以上）

□ 3 控え壁はあるか（塀の高さが 1.2m 超の場合）

- ・塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1 / 5 以上突出した控え壁があるか。

□ 4 基礎があるか

- ・コンクリートの基礎があるか。

□ 5 塀は健全か

- ・塀に傾き、ひび割れはないか。

< 専門家に相談しましょう >

□ 6 塀に鉄筋は入っているか

- ・塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。（塀の高さが 1.2m 超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1 塀の高さは地盤から 1.2m 以下か
- 2 塀の厚さは十分か
- 3 塀の長さ 4 m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか
- 4 基礎があるか
- 5 塀に傾き、ひび割れはないか

< 専門家に相談しましょう >

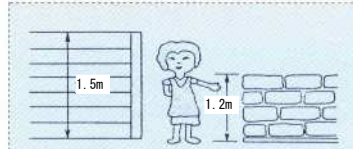
- 6 基礎の根入れ深さは 20cm 以上か

2 コンクリートブロック塀の造り方

次のポイントに留意して造りましょう。

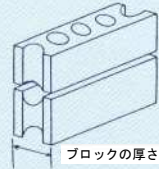
高さ

高さは2.2m以下とし、なるべく低いものにしましょう。



厚さ

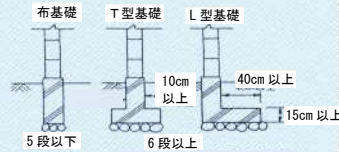
厚さは15cm以上にしましょう。



基礎

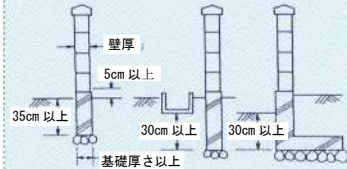
基礎は鉄筋コンクリート造にしましょう。

特に道路側や軟弱地盤の場合は基礎の構造もがっちりとしたものにしましょう。



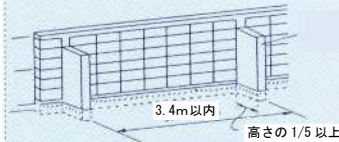
根入れ深さ

基礎のせいは35cm以上とし、根入れ深さ（土に埋まっている部分）は最低30cm以上にしましょう。



控え壁

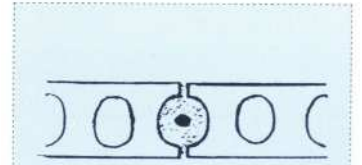
塀の長さ3.4m(8個分)以内ごとに高さの1/5以上突き出した控え壁(高さ2mならば40cm以上)を設けて下さい。この控え壁を鉄筋コンクリート造にして塀の部分をくい込ませればより強固になります。



空洞部

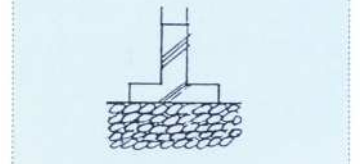
鉄筋の入ったブロックの空洞部には、コンクリートを十分詰めましょう。

コンクリートが十分に詰められていないと、鉄筋の効果が薄くなります。



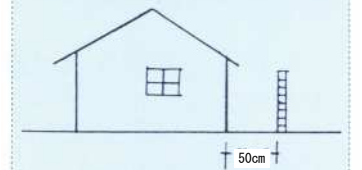
地盤

地盤は砕石などを入れ、十分に突き固めましょう。



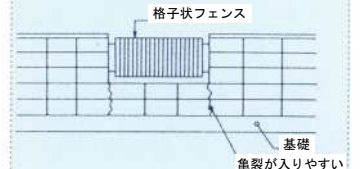
建物との距離

建物に近接すると控壁や基礎が十分にとれません。最低でも50cmは離しましょう。



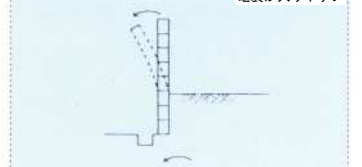
塀の形

透かしのある壁は危険です。また、フェンスや格子などとの混用は安全性が下がりますので避けましょう。



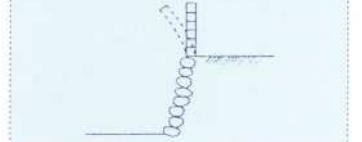
土留め

土留めとして使用することは危険です。土留め併用のブロック塀も危険です。

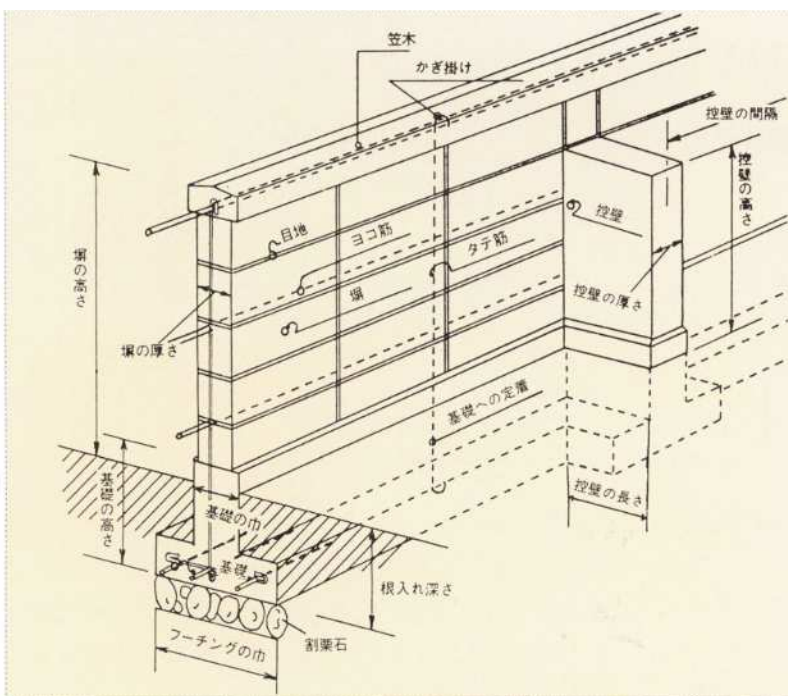


石積みなどの上の塀

石積みなどの擁壁の上に塀を造ることは危険です。



鉄筋を正しく入れることが大切ですので、以下のポイントに留意しましょう。



ポイント1

縦筋は直径9mm以上のものを80cm以下の間隔で入れます。この鉄筋は基礎コンクリートに十分埋め込み、1本で通しましょう。

ポイント2

縦筋は頂部で横筋にかぎかけして固定させましょう。

ポイント3

頂部の横筋は直径9mm以上としましょう。

ポイント4

その他の横筋は9mm以上のものを80cm以下の間隔で入れましょう。

ポイント5

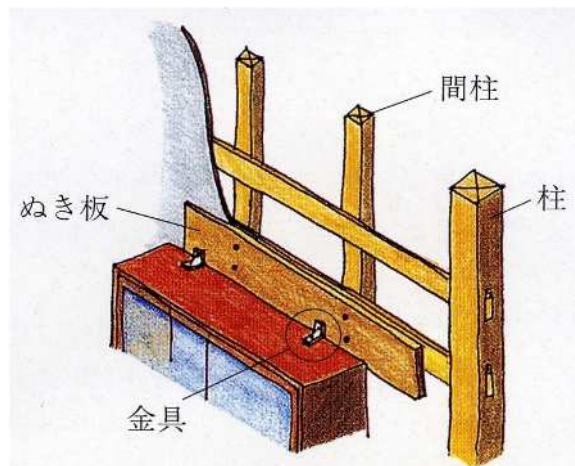
横筋の両端にかぎをつけ、控壁位置の縦筋にかぎかけをしましょう。

大地震では、家具が倒れたり、物が落ちてきたりして思わぬけがをします。揺れがおさまっても転倒した家具やガラス・食器の破片など室内には危険がいっぱいです。そのため、あらかじめ安全な空間づくりに努めましょう。

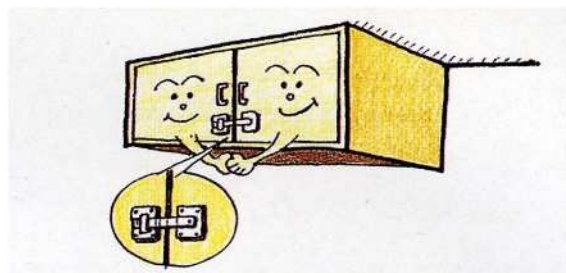
1 家具の転倒等の防止

室内の家具や調度品などの安定具合をチェックしましょう。

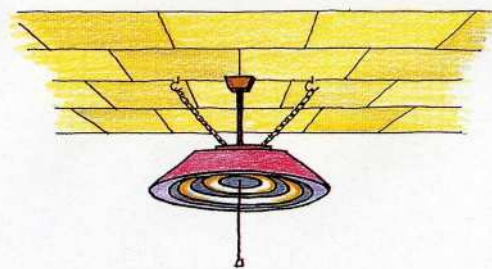
- ・家具を重ねたり、家具の上に不安定なものを置かないようにしましょう。
- ・タンス、本棚、戸棚などの背の高い家具類は、倒れないように金具等を用いて柱やぬき板に固定しましょう。柱や間柱が壁に隠れている場合は、金づち等で軽く壁をたたいて、音の変化で間柱等を見極め固定します。
- ・様々な種類の金具を組み合わせ、壁・天井・床の状況に応じ固定しましょう。



- ・観音開きの扉は、収納物の飛び出し防止のために金物を取り付けたり、紐で左右の把手をくくりつけることも有効です。



- ・照明器具は、天井の下地材に吊り金物をしっかりとめましょう。また、白熱灯や蛍光灯が緩んでいる場合もありますので、日頃から点検しましょう。

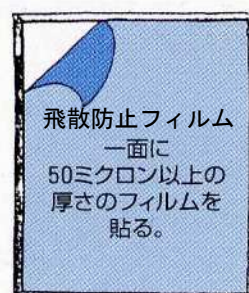


2 窓ガラスの飛散等の防止

窓ガラスの飛散を防ぎましょう。道路や通路沿いの窓は、通行人を傷つけることもありますので特に注意が必要です。

- ・ガラスは、合わせガラスや強化ガラスなど割れにくく、飛散しにくいガラスが安全です。
- ・ガラスの飛散防止対策には、飛散防止フィルムを貼ることも有効です。飛散防止フィルムの多くは、透明なポリエステルフィルムに粘着剤を塗布したもので、これをガラスの内側に貼ります。

日照調整用のフィルムは、特殊なもの以外はガラスの飛散防止には効果がないので注意してください。



VI 補助制度について

1 住宅の耐震診断・耐震補強

住宅の耐震化は、建物の所有者や管理者が、自らの問題、また、地域の防災対策としても意識し、取り組んでいただくことが必要です。県と市町村は、所有者等が耐震診断や耐震補強を行いやすくする様々な施策を講じています。

このうち、耐震診断や耐震補強などに要する費用の一部を補助する制度については、各市町村が設けています。補助制度の内容は、各市町村ごとに異なりますので、詳しくは建物のある市町村にお問い合わせください。

市町村名	担当課	電話番号
横浜市	建築防災課	045-671-2121(代)
川崎市	防災まちづくり推進課	044-200-2111(代)
相模原市	建築・住まい政策課	042-754-1111(代)
横須賀市	建築指導課	046-822-4000(代)
平塚市	建築指導課	0463-23-1111(代)
鎌倉市	建築指導課	0467-23-3000(代)
藤沢市	建築指導課	0466-25-1111(代)
小田原市	建築指導課	0465-33-1300(代)
茅ヶ崎市	建築指導課	0467-82-1111(代)
逗子市	まちづくり景観課	046-873-1111(代)
三浦市	財産管理課	046-882-1111(代)
秦野市	建築指導課	0463-82-5111(代)
厚木市	建築指導課	046-223-1511(代)
大和市	建築指導課	046-263-1111(代)
伊勢原市	建築住宅課	0463-94-4711(代)
海老名市	まちづくり指導課	046-231-2111(代)
座間市	建築住宅課	046-255-1111(代)

市町村名	担当課	電話番号
南足柄市	都市計画課	0465-74-2111(代)
綾瀬市	建築課	0467-77-1111(代)
葉山町	都市計画課	046-876-1111(代)
寒川町	都市計画課	0467-74-1111(代)
大磯町	都市計画課	0463-61-4100(代)
二宮町	都市整備課	0463-71-3311(代)
中井町	まち整備課	0465-81-1111(代)
大井町	都市整備課	0465-83-1311(代)
松田町	まちづくり課	0465-83-1221(代)
山北町	都市整備課	0465-75-1122(代)
開成町	街づくり推進課	0465-83-2331(代)
箱根町	都市整備課	0460-85-7111(代)
真鶴町	まちづくり課	0465-68-1131(代)
湯河原町	まちづくり課	0465-63-2111(代)
愛川町	都市施設課	046-285-2111(代)
清川村	まちづくり課	046-288-1211(代)

2 コンクリートブロック塀等の改修・撤去

コンクリートブロック塀等の改修・撤去に関する補助制度について、補助制度を有している自治体がありますので、各市町村にお問合せください。

補助制度等の問合せ窓口を、(一財)日本建築防災協会ホームページで確認ができます。

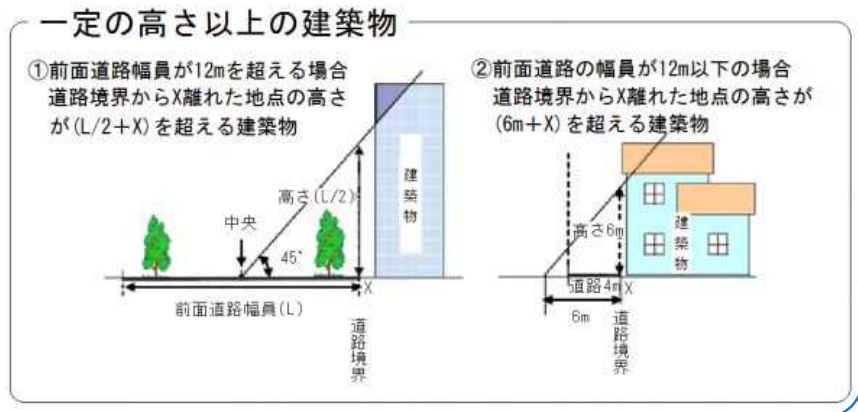
(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic-2/block/kanagawa/>)



沿道建築物の耐震化も進めています —沿道建築物耐震化補助事業について—

緊急輸送道路沿道の建築物については、地震による建築物の倒壊等で通行障害が起こらないように、耐震化を促進することが必要です。そのため、国は建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和56年5月までに着工）の既存建築物で、緊急輸送道路沿道の一定の高さ以上の建築物について、耐震化を促進することとしています。

県では、緊急輸送道路のうち県域を越えた広域ネットワークを形成する路線の政令市以外の区域の沿道建築物に、耐震診断の実施を義務付けるとともに、これらの建築物の耐震診断・改修に対し補助を行っています。



大地震が起きたときに、建築物の被害状況を判定します —被災建築物応急危険度判定制度について—

1 応急危険度判定の目的

大地震が発生した直後において、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次被害を防止し、住民の安全を図ることを目的に、被災した建築物の被害状況を調査し判定するものです。

2 応急危険度判定士について

一級、二級又は木造建築士等の資格を有する者で、「神奈川県建築物震後対策推進協議会」が実施する講習会を受講し、県知事の認定を受け登録した者です。

3 応急危険度判定の流れ

応急危険度判定は、地震発生後の1～2日後から余震が繰返し発生する2週間くらいの間に、市町村から依頼を受けた応急危険度判定士が行います。

市町村の役割：判定実施本部を設置し、被災建築物の応急危険度判定を実施します。

県の役割：判定支援本部を設置し、無被害市町村に判定士の派遣要請を行うとともに、他の都道府県に広域支援要請を行うなど、市町村の判定実施本部が実施する応急危険度判定を支援します。

4 判定作業について

判定作業は、判定士2人がチームになって、調査表等の定められた基準により、客観的に判定します。判定の結果については、三種類の判定ステッカーを建築物の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者だけでなく、建築物の付近を通行する歩行者にも、その建築物の危険性が容易に識別できるようにします。

なお、この判定は、罹災証明のための被害調査とは異なります。



耐震診断・耐震補強についてよくあるご質問

Q 耐震診断を行う専門家とはどのような方ですか？ 耐震診断は、誰に頼めばよいですか？

A 建築士が耐震診断を行います。診断を業務として行う建築士事務所については、(一社)神奈川県建築士事務所協会 ☎045-228-0755(代)にご相談ください。

Q 具体的な補強事例も見てみたいのですが？

A 以下のホームページで具体的な補強事例などの各種情報を確認することができます。
(一財)日本建築防災協会 耐震支援ポータルサイト (<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic-2/>)

Q 補助制度にはどのようなものがありますか？

A 県内の各市町村では、耐震診断や耐震補強に対する補助制度を設けていますので、12ページの各市町村担当課までお問合せください。
また、市町村によっては、耐震補強と併せて行えるリフォーム補助制度などもありますので、以下のホームページを参考に詳しくは市町村担当課までお問合せください。
(一社)住宅リフォーム推進協議会ホームページ (<http://www.j-reform.com/reform-support/>)

Q 耐震補強をすることで税制優遇などはありますか？

A 一定の耐震補強工事を行った場合に、所得税控除、固定資産税減額の制度があります。制度の詳細は、以下のホームページをご覧ください。
国土交通省 (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000025.html)
なお、手続きについては、最寄りの税務署、市町村の税務関係課にお問合せください。

Q 耐震補強以外で地震時の被害を軽減する方策はありますか？

A 家屋が倒壊しても一定の耐震空間を確保し、命を守れるよう部屋の中に「耐震シェルター」を設置する方法があります。耐震シェルターの詳細については、以下のホームページをご覧ください。
県消防課ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/kd8/cnt/f360590/>)

神奈川県建築物等耐震相談窓口のご案内

県では、次の窓口で耐震相談を行っています。

お気軽にご相談下さい



耐震診断や耐震補強の補助制度の詳細については、
以下のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f7t/cnt/f535202/index.html>)

県土整備局 建築住宅部 建築安全課	☎ 045-210-1111(代)
横須賀土木事務所 計画建築部 まちづくり・建築指導課 (所管区域：逗子市、三浦市、葉山町)	☎ 046-853-8800(代)
平塚土木事務所 計画建築部 建築指導課 (所管区域：伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町)	☎ 0463-22-2711(代)
厚木土木事務所 計画建築部 まちづくり・建築指導課 (所管区域：愛川町、清川村)	☎ 046-223-1711(代)
厚木土木事務所東部センター まちづくり・建築指導課 (所管区域：海老名市、座間市、綾瀬市)	☎ 0467-79-2800(代)
県西土木事務所 計画建築部 まちづくり・建築指導課 (所管区域：南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)	☎ 0465-83-5111(代)

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、
大和市、鎌倉市、藤沢市、秦野市
に所在する建物は、各市にご相談ください。